

埼玉県訓令第十四号

訓 令

本 庁

埼玉県消防学校

埼玉県防災航空センター

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程（昭和五十八年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「き損した」を「毀損した」に、「制服亡失（き損）届」を「制服亡失（毀損）届」に改め、同条第二項中「制服亡失（き損）届」を「制服亡失（毀損）届」に改める。

様式第一号中

受領印	返納、亡失 (き損) 年 月 日	所属印
-----	---------------------	-----

を

受領者 確認欄	返納、亡失(毀損) 年 月 日
------------	--------------------

長
所
属
機
關
に改める。

様式第二号中「制服亡失（き損）届」を「制服亡失（毀損）届」に改め、「④」を削り、「き損」を「毀損」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県消防関係職員の服制及び制服の貸与に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。